

# 公立学校共済組合関東中央病院臨床研究センターにおける 公正な研究遂行のための行動規範

平成 30 年 3 月 31 日制定

公立学校共済組合関東中央病院臨床研究センター（以下「臨床研究センター」という。）において、国や公的機関等が支援する研究事業を実施するに際しては、その支援経費が税金であることを十分に認識し、学術研究に対する国民の信頼を損なうことなく公正に遂行する必要がある。

特に公的研究費の不正使用は、研究者及び関東中央病院（以下「病院」という）の信用を失墜させるだけでなく、科学技術振興全体に与える影響は図り知れない。

このことから、公的研究費を支援経費とする学術研究を遂行するに当たり、その基準として、次のとおり行動規範を定める。

臨床研究センターにおいて公的研究費の運営及び管理に関わる全ての職員（以下、「研究者等」という。）は、本行動規範を守らなければならない。

## 1. 公的研究費の認識と効率的使用

- (1) 研究者等は、公的研究費が病院の管理するものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- (2) 研究者等は、公的研究費を使用するに当たっては、研究計画に基づいて、適正に使用しなければならない。

## 2. 関係規則等の遵守

- (1) 研究者等は、公的研究費の使用に当たっては、関係法令及び病院が定める関係規則使用ルール等を守らなければならない。
- (2) 研究データ等は研究者等の責任において、管理保管する。
- (3) 実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるとの認識を常に持って行動する。
- (4) 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。  
なお、研究データは 10 年、試料・標本は 5 年保存とする。

## 3. 研究者間の相互連携

- (1) 研究者等は、公的研究費の使用に当たっては、関係法令及び病院が定める関係規則、使用ルール等を守らなければならない。
- (2) 共同研究においては共同研究者と研究報告、各種計測データ及び実験手続などに関し、適宜確認を行う。
- (3) 共同研究においては共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うなど責任の分担を確認する。

4. 取引業者との関係

研究者等は、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことの無いよう公正に行動しなければならない。

5. 研修会参加、規則熟知などの啓蒙活動

研究者等は、公的研究費の取扱い等に関する研修会等に積極的に参加し、関連する規則等の熟知、知識習得及び事務手続き、使用ルールの理解に努めなければならない。